○国土交通省告示第百六十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1270	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）川区西宮原2丁目計画」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	野村不動産株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番2号	平成27年1月15日

○環境省告示第二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十七日

環境大臣　望月　義夫

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　北電テクノサービス株式会社

ロ　住所　富山県富山市牛島町十三番十五号

ハ　代表者の氏名　代表取締役　長谷川　俊行

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

富山県滑川市四ツ屋二千五百三十一番一、富山市上野五百六十四番及び五百六十八番並びに射水市沖塚原二十九番一並びに石川県小松市千木野町ソ八十二番二及びル一番一並びに麦口町チ二十九番、三十六番甲、三十七番、四十一番、四十二番、四十三番及び四十四番並びに白山市部入道町ホ三十三番一、五十三番一、七十七番及び八十八番並びに福井県越前市高木町九字道儀路七番及び八字粕屋町八番並びに大野市西勝原三十八字落合平一番五

三　無害化処理の用に供する施設の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

五　申請年月日

平成二十六年十二月十五日

六　縦覧場所

イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

ロ　環境省中部地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

ハ　富山県生活環境文化部環境政策課

ニ　富山市環境部環境政策課

ホ　射水市市民環境部環境課

ヘ　滑川市産業民生部生活環境課

ト　石川県環境部廃棄物対策課

チ　小松市ふるさと共創部環境推進課

リ　白山市市民生活部環境課

ヌ　福井県安全環境部循環社会推進課

ル　福井県奥越健康福祉センター環境衛生課

ヲ　福井県丹南健康福祉センター環境衛生部環境廃棄物対策課

ワ　大野市民生環境部市民生活課

カ　越前市産業環境部環境政策課

○環境省告示第三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十七日

環境大臣　望月　義夫

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　株式会社神鋼環境ソリューション

ロ　住所　兵庫県神戸市中央区脇浜町一丁目四番七十八号

ハ　代表者の氏名　代表取締役　重河　和夫

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

兵庫県神戸市中央区東川崎町二丁目十四番及び二十番

三　無害化処理の用に供する施設の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

五　申請年月日

平成二十六年十二月十七日

六　縦覧場所

イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

ロ　環境省近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

ハ　兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課

ニ　神戸市環境局事業系廃棄物対策室

ホ　神戸市中央区役所まちづくり推進課

ヘ　神戸市兵庫区役所まちづくり推進部まちづくり課

○四国地方整備局告示第七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十七日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	宿毛市平田町戸内字鼠ヶ鼻一〇一一番一から同市平田町戸内字二反田六二一番一地先まで	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年一月二十七日